

後期計画(平成 22～平成 26 年度)

熊谷市次世代育成支援行動計画

(素案)

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 子どもや子育て中の親を取り巻く状況	7
1 少子化の動向	9
2 家族や世帯の状況	14
3 子育ての実態	17
4 子育てに関する保護者の意識・意向	22
5 子どもの状況	24
6 保育の状況	26
第3章 子育て施策の状況	29
1 子育て施策の状況	31
2 前期計画の取組成果と今後の課題	35
第4章 後期計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	41
2 計画策定にあたっての基本的視点	43
3 基本目標	45
4 施策の体系	48
第5章 基本計画～具体的な施策展開について～	51
基本目標1 地域で支える子育ての支援	53
基本目標2 母子保健施策の充実	63
基本目標3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備	70
基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援	78
基本目標5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	88

第6章 子育て支援施策の数値目標	97
1 保育・子育て支援事業に係る目標事業量	99
第7章 計画の推進体制について	105
1 計画の進行管理	107
2 役割分担について	108

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、少子化対策に取り組むため、次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代育成支援対策を推進してきました。最近の全国的な動向を見ると、平成17年に総人口が減少に転じ、出生数（1,062,530人）及び合計特殊出生率（1.26）がともに過去最低を記録、また、日本の将来推計人口においても今後の一層の少子化・高齢化の進行の見通しが示されました。

これらの状況を受けて、平成19年12月に「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略をとりまとめ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消という点に戦略的な対応が必要との認識から、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組の構築」を車の両輪として、同時に並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。

「仕事と生活の調和の実現」に関しては、仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現に向けた関係者が果たすべき役割を示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、企業や働く者、国民の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

「包括的な次世代育成支援の枠組の構築」に関しては、親の就労と子どもの育成の両立を支える支援、すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス、すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組といった観点から効果的な財政投入が必要であるとしました。

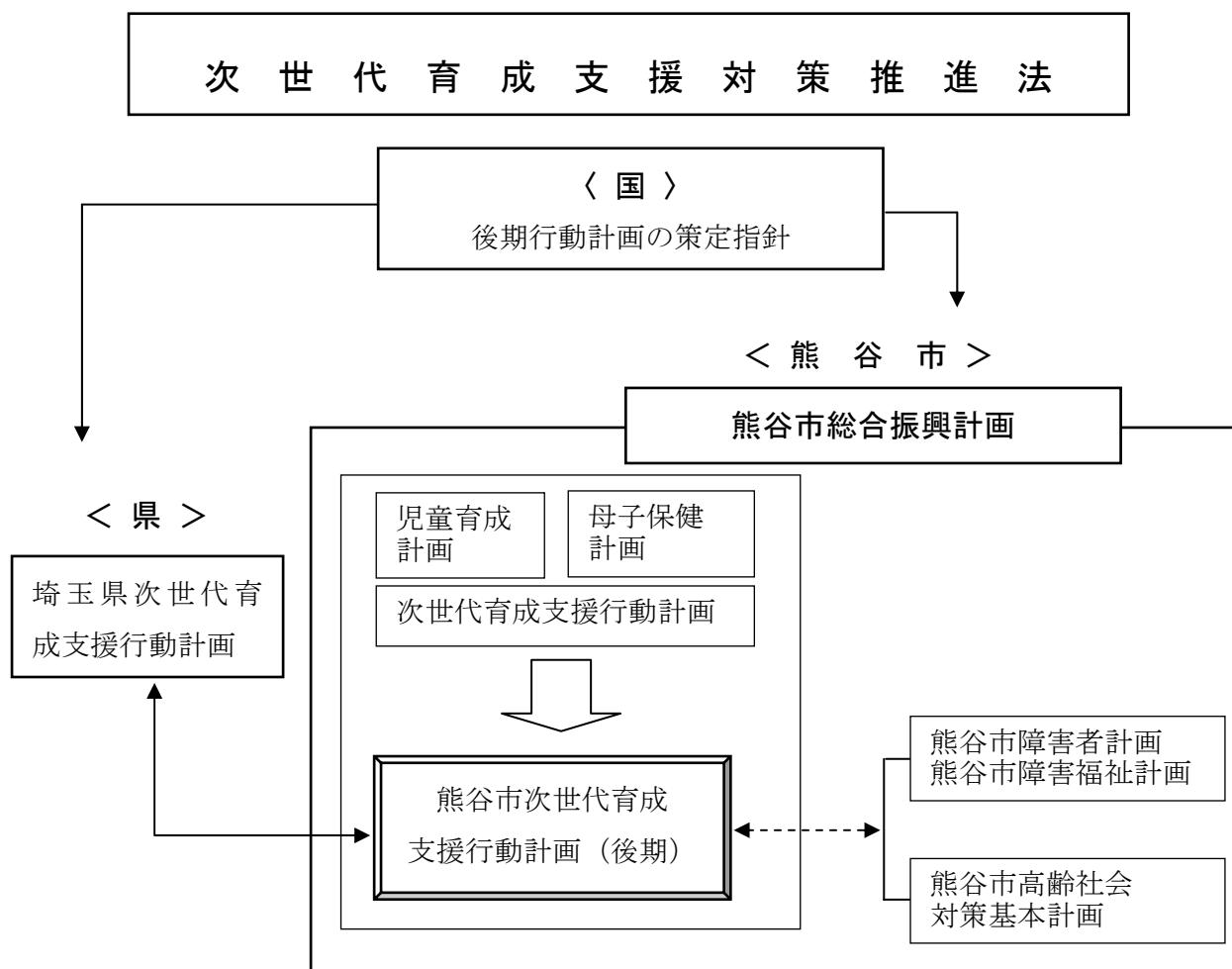
本市では、次世代育成支援行動計画の前期計画期間中（平成17年度～平成21年度）に2度の合併（平成17年10月及び平成19年2月）が行われましたが、合併前の各市町においてそれぞれ策定した同計画により、行政、家庭、地域、企業がそれぞれの役割分担に基づき連携し、仕事と子育てのバランスがとれ、子どもが健やかに生まれ育つことができるよう子育て支援の施策を推進してきました。

本計画は、前期計画期間が満了することを受け、社会情勢の変化や施策の進捗情況等踏まえ前期計画を見直し、さらなる子どもと子育て家庭への支援を推進することを目的として、『熊谷市次世代育成支援行動計画』の後期計画として策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、本市が今後取り組むべき次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。
- (2) 本計画は、前期計画である「熊谷市次世代育成支援行動計画（前期）」の理念を継承しつつ、国の「次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画策定指針（改正）」の内容を踏まえるとともに、上位計画である「熊谷市総合振興計画」や関連計画との整合性を図りながら、今後の本市の次世代育成に関する施策を推進するためのものです。
- (3) 本計画は、本市の次世代育成に関する施策の方向性を定めたものであり、各施策の推進については関係各課が連携・協力し、全局的に取り組むものです。
- (4) 本計画は、本市の次世代育成支援対策を着実に推進するために、市民をはじめ各家庭や地域、企業、学校等の積極的な取組を促進するものです。

【図2-1-1】計画の位置付け

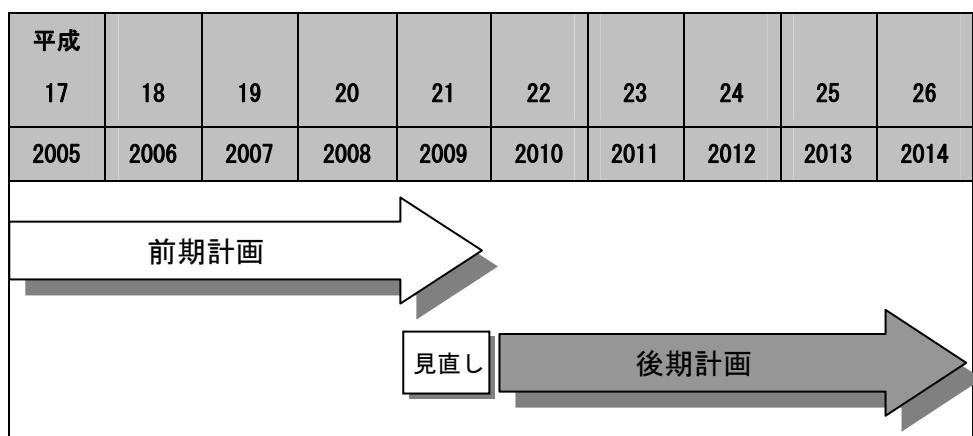


3 計画の期間

計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間とします。

なお、本計画は、毎年、計画の実施状況を点検・評価しつつ、実施状況を公表していきます。

【図 3-1-1】 計画期間



4 計画の策定体制

4-1 ニーズ調査の実施

平成 22 年度から平成 26 年度を対象とする後期計画の策定に向けて、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向などを把握するため、アンケートを実施しました。

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成 20 年 12 月 11 日（木）～12 月 26 日（金）

回収状況：

調査名	調査対象	発送数	回収数	回収率
就学前児童調査	市内在住の 0～5 歳児	1,800 件	1,197 件	66.5%
小学校児童調査	市内在住の小学校 1～6 年生	1,200 件	795 件	66.3%
合 計		3,000 件	1,992 件	66.4%

4-2 会議の開催

計画策定にあたっては、児童福祉審議会と庁内検討委員会の 2 つの会議を開催し、議論を進めてきました。

4-3 パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、広く市民に対し、意見や情報などを求める手続として、パブリックコメントを実施しました。これは、計画の影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。